

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額	備考	弁護士費用のほかに必要になる主な実費
訴訟事件等 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く) 非訟事件 家事審判事件 行政審判等事件 仲裁事件		着手金 ※はなしば法律事務所第14条規定による	事件の経済的利益の額が 300万円以下の部分 300万円を超え3000万円以下の部分 3000万円を超える3億円以下の部分 3億円を超える部分	最低額は10万円 8% 5% 3% 2% 弁護士会が主宰する「仲裁センター」等事件(以後仲裁センター事件という)を除く	
		報酬金 ※はなしば法律事務所第14条規定による	事件の経済的利益の額が 300万円以下の部分 300万円を超え3000万円以下の部分 3000万円を超える3億円以下の部分 3億円を超える部分	16% 10% 6% 4%	
調停事件 示談交渉事件		着手金・報酬金	訴訟等事件または手形、小切手訴訟事件に準ずる。ただし3分の2に減額することができる。(示談交渉事件から仲裁センター事件を受任、または仲裁センター事件から訴訟その他事件を受任する場合は、手形・小切手訴訟の2分の1とする。)	着手金の最低額は10万円(手形・小切手事件の場合は5万円)	
契約締結交渉		着手金	事件の経済的利益の額が 300万円以下の部分 300万円を超え3000万円以下の部分 3000万円を超える3億円以下の部分 3億円を超える部分	最低額は5万円 2% 1% 0.5% 0.3%	
		報酬金	事件の経済的利益の額が 300万円以下の部分 300万円を超え3000万円以下の部分 3000万円を超える3億円以下の部分 3億円を超える部分	4% 2% 1% 0.6% 契約締結にいたり報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。	
督促手続事件		着手金	契約締結交渉と同じ	最低額は5万円	特則手続事件が訴訟に移行したときは14条規定の額と契約締結交渉との額の差額を着手金とする
		報酬金	訴訟事件または手形、小切手訴訟事件の2分の1	具体的な回収をしたときに限る	
手形小切手訴訟事件		着手金	14条規定の金額の2分の1	最低額は5万円	通常訴訟に移行したときは14条規定の金額との差額とし、報酬金は14条規定の金額とする
		報酬金	14条規定の金額の2分の1		
離婚事件	交渉事件 調停事件 仲裁センター事件	着手金・報酬金	それぞれ20万円以上50万円以下	交渉から調停または仲裁センター事件、調停から訴訟事件を受任する際の着手金は、移行した後の事件の基本額の2分の1とする	調停事件から訴訟事件に移行し、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときはその経済的利益の額を基準とし、着手金・報酬金以下の適正妥当な金額を請求できる
	訴訟事件	着手金・報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下		

基本的に通信費等の必要経費は、ほとんどの手続において必要になります。

事件等		報酬の種類		弁護士報酬の額			備考	弁護士費用のほかに必要になる主な実費			
境界に関する事件		着手金・報酬金		14条の規定の金額または30万円以上60万円以下のいずれか高額な方			調停事件、仲裁センター事件、示談交渉事件の着手金・報酬金はその内容により3分の2に減額できる				
借地非訟事件		着手金		借地権の額が5000万円以下の場合（標準額） 20万円以上50万円以下 借地権の額が5000万円を超える場合 標準額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額			借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、規定により算出された額の3分の2に減額できる。 示談交渉事件から調停事件、仲裁センター事件を受任するときの着手金は、規定により算出された額の2分の1に減額できる。 調停事件、仲裁センター事件、示談交渉事件の着手金・報酬金はその内容により3分の2に減額できるまたは示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は規定の金額の2分の1とする。				
		報酬金		申立人側		申立の認容			借地権の額の2分の1を経済的利益の額として14条の規定により算出された額		
						相手方の介入権認容			財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として14条の規定により算出された額		
				相手方側		申立の却下または介入権の認容			借地権の額の2分の1を経済的利益の額として速算表による		
						賃料の増額の認容			賃料総額分の7年分を経済的利益の額として速算表による		
財産上の給付の認容	財産上の給付の額を経済的利益の額として速算表による										
保全命令申立事件		着手金		訴訟事件の2分の1 審尋または口頭弁論を経たときは訴訟事件の3分の2			着手金の最低額は10万円 本案事件と併せて受任したときも本案事件と別に受けることができる。				
		報酬金		事件が重大または複雑なときは訴訟事件の4分の1 審尋または口頭弁論を経たときは訴訟事件の3分の1 本案の目的を達したときは訴訟事件に準ずる					事件が重大又は複雑なときに限り、民事執行事件の規定に準じて着手金・報酬金を受け取ることができる。		
民事執行事件	民事執行事件		着手金		訴訟事件の2分の1			着手金の最低額は5万円 本案事件と併せて受任したときも本案事件と別に受けることができる。この場合の着手金は訴訟事件の3分の1を限度とする			
			報酬金		訴訟事件の4分の1						
	執行停止事件		着手金		訴訟事件の2分の1						
			報酬金		事件が重大または複雑なときは訴訟事件の4分の1						
任意整理事件 ※破産・会社整理・会社更生・民事再生を除く		事業者		着手金		50万円以上			資本金資産及び負債の額並びに係争人の数など事件の規模に応じて決め、報酬金についてははなはば法律事務所報酬基準による。	代理人として和解後の債権者へ送金する場合、金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円を上限とする	
				報酬金		弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき決定					
		非事業者		着手金		債権者数 3名以内 1名あたり40,000円 4名以上 1名あたり30,000円					最低4万円
				報酬金		過払金回収分につき 交渉での回収の場合回収額の15%相当額 訴訟での回収の場合回収額の20%相当額					訴訟が必要な場合は、別途通常の報酬基準に従い請求することができる

基本的に通信費等の必要経費は、ほとんどの手続において必要になります。

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		備考	弁護士費用のほかに必要になる主な実費
民事事件	倒産整理事件 破産・会社整理 ・会社更生 ※各事件に関する保全事件の弁護士報酬は右着手金に含まれる	着手金 (※報酬金ははなしば法律事務所第14条規定による)	事業者の自己破産	50万円以上	資本金資産及び負債の額並びに関係人の数など事件の規模に応じて決める	印紙代、切手代、予納金、通信費等が必要
			自己破産以外の破産	50万円以上		
			会社整理	100万円以上		
			特別清算	100万円以上		
			会社更生	200万円以上		
			非事業者の自己破産		同一債権者でも別支店の場合は別債権者とする。 債務金額1,000万円～3,000万円の場合は債権者数に関わらず40万円以内 債務金額3,000万円以上の場合は債権者単の関わらず50万円以内 夫と妻、親と子など関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1人あたりの金額は5万円～10万円を減額する	
			債権者数 20名以下	30万円以内		
			21～35名	35万円以内		
			36～49名	40万円以内		
			50名以上	50万円以上		
任意整理から自己破産へ移行		自己破産の着手金のみ受領できる				
	和解案提示前 通常の自己破産基準に準ずる	任意整理の着手金及び報酬金と別途に自己破産の着手金を受領できるが、その事情に応じ、相当額を減額することができる				
	和解案提示後 通常の自己破産基準に準ずる					
民事再生	民事再生	着手金	事業者の民事再生	100万円以上	資本金、資産及び負債の額、関係人の数など事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて決める	印紙代、切手代、予納金、通信費等が必要
			事業者の個人再生	40万円以上		
		報酬金(基本的にははなしば法律事務所第14条規定を準用)		経済的利益の額は弁済額、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益を考慮する		
		着手金	個人の民事再生		債権者数が50名をこえる場合又は居住用不動産を除く総財産の価格が3,000万円を超える場合は事業者の民事再生の金額に準ずる	
			住宅資金特別条項あり	40万円以上		
		住宅資金特別条項なし	30万円以上			
報酬金		資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、債権者数が50名を超える場合は事業者の民事再生の金額に準ずる				
年間事務手数料	5万円	認可決定後の分割弁済を代理人が行う場合				

基本的に通信費等の必要経費は、ほとんどの手続において必要になります。

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		備考	弁護士費用のほかに必要になる主な実費		
刑 事 事 件	起訴前及び起訴後の事案簡明な刑事事件	着手金	20万円以上50万円以下		事案簡明とは 特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件 起訴前：事実関係に争いが無い情状事件			
		報酬金	起訴前	不起訴			20万円以上50万円以下	
			求略式命令	上記金額を超えない額				
		起訴後	執行猶予	20万円以上50万円以下				
	求刑が軽減		上記金額を超えない額					
	上記以外の起訴前及び起訴後の刑事事件再審事件	着手金	21万円以上		起訴後：公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件			
		報酬金 ※起訴後は再審事件を含む	起訴前	不起訴			20万円以上	
			求略式命令	20万円以上				
			起訴後	無罪			50万円以上	
				刑の執行猶予			20万円以上	
求刑された刑が軽減された場合				軽減の程度による相当な額				
検察官上訴が棄却された場合	20万円以上							
再審請求事件	着手金	20万円以上						
	報酬金	20万円以上						
告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦など	着手金	1件10万円以上						
	報酬金	依頼者との協議による						
少年事件	家裁送致前及び送致後	着手金	20万円以上50万円以下		着手金・報酬金については、家裁送致の前か後か、非行事実の争いの有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議の上、事件の重大性等により適正妥当な範囲内で増減額できる。			
		報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	20万円以上				
			その他	20万円以上50万円以下				
家事事件	成年後見・保佐・補助事件	弁護士後見人等にならない場合	着手金	30万円以上		申立に関しては、鑑定を受ける必要があり、その鑑定費用は別途負担となります。		
		弁護士が後見人等になる場合	着手金	30万円以上				
	報酬金		本人の資産より、家庭裁判所が定めた適正額を報酬決定されます					

基本的に通信費等の必要経費は、ほとんどの手続において必要になります。

項目	分類	手数料	備考
裁判上の手数料	証拠保全	基本 20万円+訴訟事件の10% 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者の協議により定める額	本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受け取ることができる
	即決和解	示談交渉を要しない場合 事件の経済的利益の額が 300万円以下 300万円～3,000万円 3,000万円～3億円 3億円以上 10万円 1% 0.5% 0.30%	
		示談交渉を要する場合 民事事件の示談交渉事件、離婚事件、境界事件、借地非訟事件による	
	公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
	倒産整理事件の債権届出	基本 5万円以上10万円以下 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者の協議により定める額	
	簡明な家事審判 (家事審判法第9条第1項甲類に則する家事審判事件で事案簡明なもの)	10万円以上20万円以下	
裁判外の手数料	法律関係調査(事実関係調査含む)	基本 5万円以上10万円以下 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者の協議により定める額	
	契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型 経済的利益の額が 1,000万円未満 1,000万円～1億円未満 1億円以上 5万円以上10万円 10万円以上30万円 30万円以上	
		非定型 基本 事件の経済的利益の額が 300万円以下 300万円～3,000万円 3,000万円～3億円 3億円以上 10万円 1% 0.3% 0.1%	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者の協議により定める額	
		公正証書にする場合 上記手数料に3万円を加算する	
	内容証明郵便作成	弁護士名表示なし 基本 1万円以上3万円以下 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者の協議により定める額	郵便料金等通信実費
		弁護士名表示あり 基本 3万円以上5万円以下 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者の協議により定める額	

基本的に通信費等の必要経費は、ほとんどの手続において必要になります。

項目	分類	手数料	備考
裁判外の手数料	会社設立等	1,000万円以下 1,000万円～2,000万円以下 2,000万円～1億以下 1億円以上2億円以下 2億円以上20億円以下 20億円以上	4% 3% 2% 1% 0.5% 0.3%
	会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 5万円
		交付手続 (登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付)	1通 1,000円 (この他、通信費等実費が必要)
	株主総会等指導	基本	30万円以上
		総会等準備も指導する場合	50万円以上
	現物出資等証明 (商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)		1件 30万円
簡易な自賠償請求		給付金額が 150万円以下 150万円以上	3万円 給付金額の2%

資本額もしくは総資産額のうち、高い方の額又は増減資額に応じて以下により産出された額。ただし、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする。

事案によって、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

ただし、出資等に係る不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる

自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求

基本的に通信費等の必要経費は、ほとんどの手続において必要になります。